

公益財団法人日本セーリング連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>【審査基準(1)(2)(3)について】</p> <p>(1) 『Our Vision セーリングをもっと楽しく』という中長期基本計画を策定している。2025年度に、組織の存在意義や社会的価値を積極的に体外的に示し、協賛企業や支援者、さらには会員やサポーター・ボランティアなどからの支持・共感の増大などにつなげていくために「バーパス」案を策定した。</p> <p>(2) 『Our Vision セーリングをもっと楽しく』を当協会HPにて公表している。 公開URL：https://www.jsaf.or.jp/hp/wp-content/uploads/2021/03/JSAF_Vision.pdf</p> <p>(3) 『Our Vision』を基に具体的アクションについて、役職員や構成員から幅広く意見を募り、『JSAF 中長期戦略』を2022年にとりまとめ、当協会HPにて公表している。 公開URL：https://www.jsaf.or.jp/koukai/2021/JSAF中期計画.pdf</p>	<p>1. JSAF Vision</p> <p>72. JSAF・MVVバーパス_理事会審議事項資料</p> <p>2. JSAF 中長期戦略</p>
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準(1)(2)(3)について】</p> <p>(1) 事務局職員採用育成計画については、2026年2月末に策定した（計画内部用）。</p> <p>(2) 作成した事務局職員採用育成計画を公表している（計画公表用）。 https://www.jsaf.or.jp/hp/about/koukai</p> <p>(3) 事務局職員採用育成計画の策定、見直しにあたっては、職員・役員や構成員から幅広く意見を募っている。</p>	<p>2. JSAF 中長期戦略</p> <p>3. 2025年度 JSAF方針</p> <p>96. 事務局職員採用育成計画内部用</p> <p>97. 事務局職員採用育成計画公表用</p> <p>100. 2026年2月理事会議事録</p>
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準(1)(2)(3)について】</p> <p>(1) 財務の健全性確保に関する5か年収支計画については、2026年2月末に策定した。</p> <p>(2) 財務の健全性確保に関する5か年収支計画を公表している。 https://www.jsaf.or.jp/hp/about/koukai</p> <p>(3) 中期財務計画を策定する際、関係の役職員や構成員から幅広く意見を募っている。</p>	<p>4. 定款</p> <p>5. 監事監査規程</p> <p>6. 経理規程</p> <p>7. 経理事務規則</p> <p>8. 決裁規程</p> <p>9. 特定費用準備資金等取扱規程</p> <p>10. 2025年度事業計画</p> <p>100. 2026年2月理事会議事録</p> <p>101. 5か年収支計画</p>
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<p>【審査基準(1)について】</p> <p>・外部理事（ガバナンスコードによる定義による）は、2025年9月時点で9名（28%）（会社経営者6名、弁護士2名、医師1名）</p> <p>・外部理事目標比率（25%以上）は、「役員候補者選考規程」を2026年1月に新設し明記した。外部理事割合は28%となっており、目標割合を満たしている。</p> <p>役員候補者選考委員会で、多様性を確保できるよう配慮する。</p> <p>【審査基準(2)について】</p> <p>・女性理事は、2025年9月時点で、理事定数32名中12名（38%）</p> <p>・女性理事目標比率（40%以上）は、「役員候補者選考規程」を2026年1月に新設し明記した。女性理事割合は38%となっており、目標達成に向けて委員会・加盟団体・特別加盟団体から広く人材を募集している。</p> <p>役員候補者選考委員会で、多様性を確保できるよう配慮する。</p>	<p>11. 2017年5月27日理事会資料</p> <p>12. 理事及び監事候補推薦手続規則（理事会内規）</p> <p>13. 役員・評議員・監事名簿</p> <p>85. 2025理事監事一覧</p> <p>98. 役員候補者選考規程</p>
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<p>【審査基準(1)について】</p> <p>・外部評議員は、2025年9月時点で51名中10名（20%）（会社経営者9名、医師1名）</p> <p>・外部評議員目標比率（10%）は、2026年2月の理事会で設定した。外部評議員割合は20%となっており、目標達成に向けて委員会・加盟団体・特別加盟団体から広く人材を募集している。</p> <p>【審査基準(2)について】</p> <p>・女性評議員は、2025年9月時点で51名中5名(10%)</p> <p>・女性評議員目標比率（20%）は、2026年2月の理事会で設定した。女性評議員割合は10%となっており、目標割合を満たしている。今後他競技の役員、評議員経験者からの登用も検討する。</p>	<p>11. 2017年5月27日理事会資料</p> <p>13. 役員・評議員・監事名簿</p> <p>86. 2024-2027評議員一覧</p> <p>99. 外部・女性評議員目標比率</p> <p>100. 2026年2月理事会議事録</p>
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	<p>【審査基準(1)について】</p> <p>・アスリート委員会を設置し、2023年度以降は少なくとも年1回以上開催定期的に開催している。</p> <p>【審査基準(2)について】</p> <p>・アスリート委員会の任務は、アスリート委員会規程第3条において、</p> <p>(1) セーリングスポーツに関するあらゆる事案について、セーリングアスリートである連盟会員の意見をまとめ、連盟の意思決定機関に対して、その意見を代弁すること。</p> <p>(2) 連盟アスリート委員会の役割を、セーリングアスリートである連盟会員に対して広く認知を進めること。と規定しており、これを踏まえて人選を行っている。</p> <p>【審査基準(3)について】</p> <p>・アスリート委員会代表者を理事とし、アスリートの意見を連盟運営に反映させている。</p>	<p>14. アスリート委員会規程</p> <p>12. 理事及び監事候補推薦手続規則（理事会内規）</p> <p>15. アスリート委員会名簿</p> <p>91. アスリート委員会議事録</p>
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	<p>【審査基準(1)について】</p> <p>・連盟理事には外部理事を任用し、臨時理事会を含め年5回開催し議事を審議決定する、等により、意思決定の迅速化、議論の質向上、監督機能の強化等、実効性の確保を図っている。今後も、継続して理事会の実効性の確保を図りつつ、理事定数の適正規模、及び理事定数の削減の可能性についても検討を行う。</p>	<p>4. 定款</p> <p>12. 理事及び監事候補推薦手続規則（理事会内規）</p> <p>13. 役員・評議員・監事名簿</p>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	【審査基準(1)について】 ・理事及び監事候補推薦手続規則において、役員定年を以下の通り規定している。 第2条（役員の定年） 役員推薦候補者は、就任時に満20歳以上満75歳未満であることを要する。但し、会長ならびに副会長以外の候補者の定年は70歳とし、就任時にこれを超えないこととする。 ・ガバナンス・コードでは、「外部理事について、他の理事とは異なる年齢制限を設ける又は年齢制限の対象外とすることも考えられる」としており、2027年をめどに理事選出の仕組みを検討する過程において、外部理事を定年対象外とする可能性についても検討する。	12. 理事及び監事候補推薦手続規則（理事会内規）
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	【審査基準(1)について】 ・理事及び監事候補推薦手続規則において、役員の任期制限について以下の通り規定。 第3条（役員の任期制限） 会長ならびに全国加盟団体代表者会議から推薦された役員候補者への任期制限を設けない。 2 水域による推薦候補者の任期は、1期2年間で他水域による推薦を含め、最大3期までとする。但し、退任後、1期以上の期間、水域推薦理事として就任していない場合の就任には、新たに上記任期制限を適用する。 3 委員会による推薦候補者の任期は、1期2年間で最大3期までとする。 4 前項2及び3にかかわらず、理事会が必要と認めた場合は、理事推薦候補者とすることができる。 ・2026年1月末に年齢制限や再任回数の上限を定めた役員候補者選考規程を策定した。	12. 理事及び監事候補推薦手続規則（理事会内規） 13. 役員・評議員・監事名簿 98. 役員候補者選考規程
			【例外措置または小規模団体配慮措置】 2024-2025 年度役員改選時において10年を超えて理事となる者1名については、役員候補推薦管理委員会から2024年2月開催の連盟理事会において必要性について説明を行い、激変緩和措置を適用することを連盟理事会が承認した。	16. 2024年2月理事会議事録 74. 役員候補者 特別決議資料（2024年2月理事会分） 85. 2025理事監事一覧
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	【審査基準(1)(2)について】 理事及び監事候補推薦手続規則第6条第3項において、「役員候補者の各水域、会長ならびに委員会からの推薦や、全国加盟団体代表者会議からの推薦投票を行うに当たっては、役員候補推薦管理委員会を設けて、これを行う。」としており、この役員候補推薦管理委員会には外部有識者を含んでいる。 【審査基準(3)について】 役員候補推薦管理委員会は、その委員には現職理事は含まれておらず、連盟理事会とは独立した機関として設置しており、独立性が担保されている。 ・外部理事・外部評議員の定義については、スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>の定義によることとした。	12. 理事及び監事候補推薦手続規則（理事会内規） 17. 役員候補推薦管理委員会名簿 75. 役員候補推薦管理委員会 理事会報告 94. 役員候補推薦管理委員会 議事録 18. 理事及び監事推薦候補者管理委員会運営ガイダンス
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	【審査基準(1)について】 ・各種規程等を整備している。	19. 行動規範 20. 倫理規程 21. 運営規則
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 ・各種規程等を整備している。	6. 経理規程 22. 倫理委員会規程 23. 情報公開規程 24. 個人情報保護に関する基本方針・管理規程・利用目的 25. リスク管理規程 26. 公益通報者保護規程 27. 職務規程 28. クラブ等の団体の加盟に関する規則 29. 会議運営ガイダンス 30. 委員会運営ガイダンス 31. 評議員会運営ガイダンス 32. 全国加盟団体代表者会議運営ガイダンス 33. 事務局処務規程 5. 監事監査規程 34. 評議員の選定委員会運営規程 35. 会員に関する規程 36. コンプライアンス規程
13	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 ・各種規程等を整備している。	20. 倫理規程 25. リスク管理規程規程 37. 通報相談処理規程 38. 文書取扱 33. 事務局処務規程 39. 連盟マークの使用規程 40. 名刺の作成基準 64. 懲戒規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証書類
14	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を 整備しているか	【審査基準(1)について】 ・役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程、及び事務局職員の給与を定める給与規程を整 備している。	41. 役員等の報酬・退職金及び費 用に関する規程 42. 職員就業規則 43. 職員退職金規則
15	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ④法人の財産に関する規程を整備してい るか	【審査基準(1)について】 ・各種規程等を整備している。	8. 決裁規程、9. 特定費用準備資 金等取扱規程 44. 契約規程 45. 寄附金等取扱規程 46. 資産運用規程
16	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備 しているか	【審査基準(1)について】 ・会員に関する規程、運営規則において、連盟加盟団体負担金、連盟個人会員の年会費を規定 し、連盟一般管理費に充当する収入を確保している。	35. 会員に関する規程 21. 運営規則
17	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考 に関する規程その他選手の権利保護に関 する規程を整備すること	【審査基準(1)について】・オリンピック競技大会等については、代表選手選考に関する基本方針 をHPで公開し、公平かつ合理的な選考を行っている。https://jsaf-osc.jp/principle/ なお、選手選考のルールについては、随時理事会に答申、審議しており、下記HPで公表してい る。https://jsaf-osc.jp/regulations-guidelines/ 【審査基準(2)について】・アスリート委員会を設置して、(1)セーリングアスリートの声の集 約、セーリングアスリートのさまざまな環境改善への寄与(2)セーリングアスリートの支援、 権利擁護、を図っている。・倫理規程第6条において差別の禁止を定めているほか、通報相談処理 規程等において、アスリートの権利保護に関する体制を整備している。また、選手のパブリシ ティ権については、強化対象選手について当連盟が非独占的に保有することとし、これら対象選 手の所属企業やプライベートスポンサーが保有するパブリシティ権との調整については、別途 協議することとしている。このほか、代表選考に関する決定についても広くスポーツ仲裁の対象 に含めている。 【審査基準(3)について】・オリンピック競技大会における代表選手選考に関する基本的考え 方は、オリンピック強化委員会において策定し、理事会にて決議し、HPに公開するとともに、選考 プロセスはオリンピック強化委員会が担務し、理事会へ報告している。 https://jsaf-osc.jp/ および https://jsaf-osc.jp/regulations-guidelines/	14. アスリート委員会規程 20. 倫理規程 37. 通報相談処理規程 89. 選手選考に関する基本方針 90. 選手選考ルール 93. ナショナルチーム等強化対象 選手規程付則2 65. スポーツ仲裁に関する規則
18	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に 関する規程を整備すること	【審査基準(1)について】 ・連盟に、レースマネジメント委員会、ルール委員会、ワンデザインクラス計測委員会を設置し て、セーリング競技を推進する体制を整えている。大会を運営するメンバーを、レースオフィ シャルズと呼び、公平公正なコース設定を行う「レースオフィサー」、艇やセールの形状やサイ ズ、許可されている装備などが規則通りかどうかを確認する「メジャー」、大会中に競技規則 の違反を確認する「ジャッジ」で構成され、各々の資格制度を設けている。 ・大会のレース委員会、プロテスト委員会(審判機能)、テクニカル委員会メンバーである 「レースオフィシャルズ」は、大会主催者が任命する。 ・プロテスト委員会の判決または手順に不服がある場合は、最高審判委員会に上告できる。 ・連盟主催、全国大会レベルのレースオフィシャルズの資格基準・人数を設けている。 ・国際大会のインターナショナル・ジュリー・メンバーは、海外メンバーも含めチェック・承認 を要する。	47. レースオフィサー規程 48. ナショナルジャッジ・ナシ ョナルアンパイア規程 49. 公式計測員規程 50. レース運営規則 51. 日本セーリング連盟規程 52. 最高審判委員会規則 53. 国際大会へ派遣するジャッ ジ等の選考に関する基準
19	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士へ の相談ルートを確認するなど、専門家に 日常的に相談や問い合わせをできる体制 を確保すること	【審査基準(1)について】 ・弁護士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、外部コンサルタントからのサポートを必要に 応じて得られる体制を構築している。 【審査基準(2)について】 ・連盟理事、監事、並びに連盟事務局長及び職員は、連盟主催のコンプライアンス研修を受講し ており、また連盟事務局職員は、連盟監事や経理担当理事等の役職者と日常的に連絡を取って いることから、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有し ている、と判断している。	54. 法律事務所との契約書 55. 監査契約書
20	[原則4] コンプライ アンス委員会を設置す べきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し 運営すること	【審査基準(1)(2)(3)について】 ・コンプライアンス規程において、コンプライアンス委員会の設置、役割、権限事項を定めた。 ・コンプライアンス委員会には女性委員2名を配置している。 ・2023年にコンプライアンス委員会を設置後毎年度開催しており、2025年度は3月に開催予定で ある。	36. コンプライアンス規程 67~70. コンプライアンス委員会 議事録 76. コンプライアンス委員会名簿
21	[原則4] コンプライ アンス委員会を設置す べきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員 に弁護士、公認会計士、学識経験者等の 有識者を配置すること	【審査基準(1)について】 ・コンプライアンス委員会は、ダイバーシティに配慮しながら、コンプライアンス担当理事(専 務理事)、理事、専門委員会委員長、監事、外部招へい弁護士等から人選し、2023年から運用を 開始した。	56. コンプラ・利益相反管理委員 会名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)】 ・行動規範、倫理規程において、役職員の法令遵守について定め、周知を行っている。 ・2019年度から毎年、コンプライアンス研修を実施している。	19. 行動規範 20. 倫理規程 57. 2024年度コンプライアンス研修実施に関する資料 77~79. 2021~2023年度コンプライアンス研修案内 102. 2025年度マネジメント層向けコンプライアンス研修案内
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)について】 ・オリンピック代表候補選手、ナショナルチーム、およびそれらの指導者は、JOC主催の研修に参加しているほか、独自の研修も実施している。 ・IFが規定している国際セーリング競技ルールには、ガバナンス、コンプライアンスに関する条項が含まれており、一般の選手、指導者に対しては連盟普及指導委員会、及び連盟ルール委員会主催の講習会において、取り上げている。 ・今後は、上記研修の中に連盟独自のコンプライアンス研修の実施について検討（外部委託を含む）するとともに、順次受講者層の拡大を図る（2023年度実施済、2026年2月実施済（2022、24年度未実施））。	58. オリンピック強化委員会コンプライアンス研修案内(2023/2実施) 103. 2025年度選手・指導者・審判員向けコンプライアンス研修案内
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)について】 ・レースオフィシャルズのうちA級ジャッジとアンパイアに対しては、ジャッジ・アンパイアとしてのあるべき姿や心構え、選手等に対する言動における注意事項、不公正な判定の防止等、ジャッジ・アンパイアに求められるスキルの一部としての基本的なコンプライアンス教育を、認定時、4年毎の更新時およびその他の機会に実施している（2025年1月実施済（2022、23年度未実施））。 ・レースオフィシャルズのうちA級ジャッジに対しては、選手・指導者等によるコンプライアンス違反への対応についても、認定時、4年毎の更新時およびその他の機会に教育している。具体的には、競技会中のコンプライアンス違反に対してジャッジが取るべき措置が競技規則中に定められており、他の競技規則と同様にジャッジが習得すべき知識・スキルとしての手順、対象人物の権利保護、判定基準などについて教育している（2026年2月実施済）。	・World Sailing ジャッジ・マニュアル、アンパイア・マニュアル <a href="https://www.jsaf.or.jp/hp/about/committee/rule/rule-manual48">https://www.jsaf.or.jp/hp/about/committee/rule/rule-manual48</a> , ナショナルジャッジナショナルアンパイア規程 51. 日本セーリング連盟規程 90. A級ジャッジ更新講習会実施要項 103. 2025年度選手・指導者・審判員向けコンプライアンス研修案内
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	【審査基準(1)(2)について】 ・弁護士、公認会計士等、必要に応じて専門的見地からアドバイスを受けられる体制を整備している。 ・外部顧問会計士による定期的な往査の他、日常的に相談を行う体制にある。 ・JSAFの組織内（理事、監事、総務委員会）に弁護士資格者を複数確保しており、法律的事項に関しては随時相談を行える体制にある。 ・実効性の高い体制を確保すべく、今後ともPDCAサイクルに沿った活動を進めていく。	54. 法律事務所との契約書 55. 監査契約書 13. 役員・評議員・監事名簿
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	【審査基準(1)について】 ・財政状態及び正味財産増減並びにキャッシュフローの状況を適時に把握し、透明性をもって報告を行うべく、諸規程及び公正妥当と認められる公益財団法人会計の基準に基づき、業務を進めている。 ・会計・経理に関する取引の正確性、迅速性を確保すべく支払申請処理に関しては、適切に牽制機能を働かせて日々チェックを行っており、規程に則り、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 【審査基準(2)について】 監事には、適用を受ける法律に基づき適性のある会社経営者、弁護士、大学法学部教授を選任し、適切な監査を受けている。 【審査基準(3)について】 ・連盟監事による監査、及び公認会計士による外部監査により取引の検証や内部統制のレビューを受けている他、関係省庁の実地検査、公益認定等委員会による立ち入り検査を通じて、公正な会計原則の遵守状況のチェックを受けている。組織の適正性に係る監査報告書を作成している。	4. 定款 5. 監事監査規程 6. 経理規程 7. 経理事務規則 8. 決裁規程 9. 特定費用準備資金等取扱規程 59. 2023年度監査報告書 13. 役員・評議員・監事名簿 80. 監事名簿 87. 2024年度監事監査報告書
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	【審査基準(1)について】 ・日本オリンピック委員会補助事業、民間スポーツ振興等補助事業、独立行政法人日本スポーツセンタースポーツ振興くじ助成事業、委託事業、基金助成事業、日本財団助成事業、日本スポーツ協会公認コーチ養成講習会事業等の補助金等の利用に関しては、法令、ガイドライン等への遵守に留意のうえ事業活動を遂行する他、関係省庁、委託元等による実地検査によるチェックを受けている。	20. 倫理規程 36. コンプライアンス規程 81. TOTO助成決定通知書
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	【審査基準(1)について】 ・貸借対照表、収支報告書、事業報告書、正味財産増減計算書、財産目録、事業計画書、収支予算書、定款、役員等の報酬・退職金及び費用に関する規程、理事会議事録を事務所内で保管する他、連盟ホームページ上で開示している。	・連盟HP <a href="https://www.jsaf.or.jp/hp/about/koukai">https://www.jsaf.or.jp/hp/about/koukai</a>
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	【審査基準(1)について】 ・オリンピック競技大会等については、その都度代表選手選考に関する基本的考え方、日本代表選考要綱、等を連盟ホームページにおいて公開するとともに、ナショナルチームメンバーへは説明会を開催することにより、公平かつ合理的な選考を行っている。 なお、選手選考基準は、下記HPのうち、選手選考/認定に詳しく記載している <a href="https://jsaf-osc.jp/regulations-guidelines/">https://jsaf-osc.jp/regulations-guidelines/</a> ・オリンピック競技大会等については、選手以外のレースオフィサーについても各委員会を通して、公募の機会を提供している。	・オリンピック強化委員会HP <a href="https://jsaf-osc.jp/regulations-guidelines/">https://jsaf-osc.jp/regulations-guidelines/</a> 89. 選手選考に関する基本方針 90. 選手選考ルール

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	【審査基準(1)について】 ・連盟のガバナンスコード順守状況について、2020年度から連盟のホームページにより公表している。https://www.jsaf.or.jp/hp/about/koukai	・連盟HP https://www.jsaf.or.jp/hp/archives/23588?cat_slug=latest-news 82. 2024ガバナンスコード自己説明
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	【審査基準(1)について】 ・契約規程において、原則として契約は競争入札によることを定め、その他の方法を取る場合の要件も明確化し、契約の公正性を担保している。また、決裁規程において、契約金額に応じて決裁権限を定めている。 【審査基準(2)について】 ・利益相反規程において、利益相反管理委員会の設置、役割、権限事項を定めた。 ・利益相反管理委員会は、コンプライアンス委員会と兼任することとし、2023年12月から運用を開始した。 ・2024年度から、利益相反規程に基づき、連盟役職員からの利益相反申告を踏まえた管理を行っている。	20. 倫理規程 44. 契約規程 60. 利益相反規程 67-70. コンプライアンス委員会議事録 71. 利益相反に関する自己申告実施通知書 8. 決裁規程
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	【審査基準(1)について】 ・利益相反規程は利益相反ポリシーを兼ねている。 ・2022年、利益相反規程を制定決議した。利益相反管理委員会の運用を開始した。 ・2024年6月役員改選時に利益相反規程に基づいた、連盟役職員に対する適切な管理を試行した。	60. 利益相反規程
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	【審査基準(1)について】 ・通報相談処理規程により、連盟会員、連盟ならびに連盟加盟団体、連盟特別加盟団体、連盟加盟のクラブ等の団体（以下、「連盟加盟団体等」という。）の役職員及び、これらのいずれかに該当した者で、その地位・身分でなくなつてから2年を経過しない者が利用できる通報相談窓口を設置し、連盟ホームページ等において周知を行っている。 【審査基準(2)(3)について】 ・通報相談処理規程第7条において、相談内容に関する守秘義務、相談内容に関する情報の厳正な管理を定めている。 【審査基準(4)について】 ・通報相談処理規程第11条において、相談者に対する不利益取扱いを禁止している。 【審査基準(5)について】 ・2020年度から、通報相談に関する研修を実施し、NF役職員及び連盟加盟団体関係者に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底している。	37. 通報相談処理規程 61. 通報相談窓口 https://www.jsaf.or.jp/members/
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	【審査基準(1)について】 ・通報相談窓口は、連盟事務局及び連盟が指定する所定（外部）の弁護士事務所となっている。 ・通報相談窓口が調査を要請する機関は、①倫理委員会②コンプライアンス委員会③最高審判委員会④総務委員会⑤連盟事務局⑥連盟が指定する所定（外部）の法律事務所のいずれかとしている。 ・連盟の機関等に事実の調査をさせることが不適当であるときは、理事会の決議によって設置する外部の第三者による委員会（以下、単に「第三者委員会」という）にその調査をさせることとしている。 ・現行の通報相談処理規程について、調査主体が複数存在する点を見直し、懲戒処分に至るまでの手続きをより明確にするため、2021年に調査機関を倫理委員会に一本化する改訂を行った。	37. 通報相談処理規程
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	【審査基準(1)について】 ・倫理規程及び懲戒規程で、懲罰制度における禁止行為（倫理規程第6条）、処分対象者（倫理規程第2条）、処分の内容（倫理規程第8条）及び処分に至るまでの手続き（懲罰規程第5条以下）等を定めている。 【審査基準(2)について】 ・ウェブサイトにおいて倫理規程及び懲戒規程を公開し周知している。 【審査基準(3)について】 ・懲戒規程において、処分対象者に対し弁明の機会を付与することを定めている（懲戒規程第6条第2項）。 【審査基準(4)について】 ・懲戒規程において、処分結果の通知に関して、対象者の表示、処分対象となった事実、処分の内容・理由、処分手続の経過、不服申立手続及び期間を書面で通知することを定めている（懲戒規程第7条第3項）。	51. 日本セーリング連盟規程 4. 定款 20. 倫理規程 64. 懲戒規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	【審査基準(1)について】 ・倫理委員会は、倫理規程の定めにより連盟常任委員会がその任にあたるとしており、現状においては、会社経営者（外部理事）や弁護士が委員として配置され、専門性を有している。 ・また、 (1) 懲戒規程第4条第1項柱書において、「連盟倫理委員会は、同委員会委員から利害関係者を除き3名ないし5名を選任して懲戒委員会を編成し、委員長を互選して審議する。」としていること、 (2) 懲戒規程第4条第2項において、事案に応じて外部有識者を含めるとしていること、 (3) 懲戒規程第4条第3項において、事案に応じて第三者委員会を設置する途を確保していること、 によって、処分機関の中立性を担保している。	22. 倫理委員会規程 20. 倫理規程 64. 懲戒規程 88. 倫理委員会名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<p>【審査基準(1)(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2004年の連盟理事会において、競技に関して連盟が決定する事項に対して競技者が不服申し立てを行う場合は、日本スポーツ仲裁機構の規則に従った仲裁または調停により解決されることとすることを決議している。自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限らず、代表選手の選考を含むあらゆる決定を広く対象に含んでいる。</li> <li>・連盟の「スポーツ仲裁に関する規則」は、2004年度通常第二回理事会にて決議された内容について、連盟が公益財団法人移行時に新定款を制定したことに伴い新設した。</li> </ul> <p>【審査基準(3)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ仲裁の利用にあたって、日本スポーツ仲裁機構の規則における申立期間に制限を加えていない。</li> </ul>	65. スポーツ仲裁に関する規則 64. 懲戒規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・懲戒規程において、「連盟理事会は、対象者を処分する場合、対象者の表示、処分対象となった事実、処分の内容・理由、処分手続の経過、不服申立手続及び機関を当該対象者に対して書面で通知しなければならない。」と規定しこれを連盟HPで公開しており、「スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知」する仕組みとしている。</li> </ul>	64. 懲戒規程 83. 懲戒処分通知書
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<p>【審査基準(1)(2)(3)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク管理規程を定め、危機管理に関する各種手続き等を定めており、不祥事対応の一連の流れを含んでいる。</li> <li>・大会中はもとより練習中の死亡事故を含む重大な事故が発生する可能性の高い競技であることから、連盟において事故の事前・事後対策をまとめた危機管理マニュアル（安全対策・緊急対応フローチャート）を作成し、これを連盟HPで公表し、周知徹底を図っている。</li> </ul> <p>【審査基準(4)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを不祥事に特化したリスク管理マニュアルを2026年2月に策定した。</li> </ul>	25. リスク管理規程 ・安全・危機管理WG HP <a href="https://www.jsaf.or.jp/hp/about/committee/anzen_wg">https://www.jsaf.or.jp/hp/about/committee/anzen_wg</a> 88. 倫理委員会名簿 104. リスク管理マニュアル
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連盟では、過去4年間に不祥事が発生していない。</li> </ul>	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連盟では、過去4年間に外部調査委員会は設置していない。</li> </ul>	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2026年2月に加盟団体規程を策定し、地方組織等との間の権限関係を明確にした。</li> </ul> <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方組織等の組織運営及び業務執行についての助言等の方針等として、全国加盟団体代表者会議の開催、加盟団体向けコンプライアンス研修の開催、等については、毎年の連盟事業計画に明記している。</li> </ul> <p>【審査基準(3)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年に1回、連盟加盟団体代表者会議を開催し、ガバナンスの確保、コンプライアンス強化等に係る情報共有に努めている。（2026年1月実施）</li> </ul>	21. 運営規則 10. 2025年度事業計画 84. JSAF組織図 「加盟団体規程」（策定予定） 95. 2024年度全国代表者会議コンプライアンス研修案内 105. 加盟団体規程 102. 2025年度マネジメント層向けコンプライアンス研修案内
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年に1回、連盟加盟団体代表者会議を開催し、ガバナンスの確保、コンプライアンス強化等に係る情報共有に努めている。（2026年1月実施）</li> </ul>	57. 2024年度コンプライアンス研修実施に関する資料 66. JSAF加盟・特別加盟団体向けガイダンス 102. 2025年度マネジメント層向けコンプライアンス研修案内